

国民年金保険料の支払いが困難なときは 保険料免除制度を活用ください

平成29年度の免除申請を
7月1日から受け付けます。

保険料免除制度とは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付（免除）制度」などがあります。免除の期間は、翌年の6月分までです。2年遡って免除申請できます。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。
免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができず。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

■全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

平成21年4月分からの保険料の

全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の二分の一（平成21年3月分までは三分の一）が支給されます。

■一部納付（免除）制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には三種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

◆四分の三免除

保険料の四分の三の額が免除され、残りの四分の一の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、四分の三免除の期間は全額を納めたときの八分の五（平成21年3月分までは二分の一）で計算されます。

◆半額免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を

受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの八分の六（平成21年3月分までは三分の一）で計算されます。

◆四分の一免除

保険料の四分の一の額が免除され、残りの四分の三の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、四分の一免除の期間は全額を納めたときの八分の七（平成21年3月分までは六分の五）で計算されます。

■免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

**保険料を未納にせず
ご相談ください**

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、上記の他にも転入時期や離職時期等によっては、配偶者・世帯主に関する申立書、前住所地からの所得課税証明書（本人分・配偶者分・世帯主分）、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など添付書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

お支払いが困難なときでも未納のままにせず、上記の免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、お問い合わせください。

●申請・問合せ

- ・市民生活課 国保・年金係
Tel 754973
- ・浮羽市民課（うきは市民センター）
Tel 7752112

●免除の基準額

扶養人数	本人・配偶者・世帯主の所得にて計算			
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円	192万円	232万円	272万円
2人扶養 (夫婦、子ども1人)	127万円	154万円	194万円	234万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
扶養なし	57万円	78万円	118万円	158万円

※免除の期間によって、該当年度の所得で審査を行う場合があります。
※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。